



東京地本への要請書を受け、団体交渉を申し入れる！

11月18日 東地申26号

労働組合の弱体化を目的とした強制配置転換を直ちに止め、 不当労働行為の根絶と正常な職場運営を求める緊急申し入れ

11月16日、田町運転区分会の執行委員長に対して12月1日付けの大田運輸区への異動の事前通知が手交されました。分会は10月8日に第3回定期大会を開催し新たな執行体制を確立しています。当該の執行委員長は全組合員の信任を得て執行委員長に改めて就任しています。分会規約において任期は1年と定められており、**任期途中で執行委員長への異動は労働組合軽視の象徴**です！

執行委員長に対する異動は、組合活動に支障が出るばかりか、組合活動参加への意思の萎縮、組合活動一般に対して制約的効果が及び、組合員の不利益につながるものであり、**会社の人事権を濫用した干渉行為、労働組合の弱体化行為**であると言わざるをえません。執行委員長を一社員・一個人としてみているならば**労使対等の原則から逸脱し労働組合を軽視している企業体質**を改めていく必要があります。

この事前通知は当該の執行委員長個人の問題ではなく、**田町運転区分会全組合員、輸送サービス労組活動への運営に対する介入であり、不当労働行為にあたります！**

**当該の田町運転区分会のみならず、
運車分会・施設電気分会からも要請書が提出される！
労働組合への介入・不当労働行為を許さないため、
東京地本は緊急申し入れを行いました！**

< 申し入れ内容 >

- 1、JR東日本輸送サービス労働組合田町運転区分会執行委員長に対する12月1日付けの大田運輸区への異動を撤回すること。
- 2、今申し入れに対する団体交渉は、2021年11月30日までに開催すること。

人事権を濫用した労働組合への支配介入、不当行動行為の根絶と正常な職場運営のため、真摯な回答と緊急での団体交渉の開催を求める！